

## 安田町不妊治療費助成事業実施要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、不妊に悩む夫婦に対し、高額の医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図り、もって、少子化対策に努めることを目的に、安田町不妊治療費助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊症 妊娠を希望しているにもかかわらず妊娠に至れない状態で、医師が判断したものをいう。
- (2) 不妊治療 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、厚生労働省の地方支局長等に届出を行った保険医療機関において実施する不妊症を治療するための医療行為をいう。
- (3) 1回の治療 採卵準備のための投薬から特定不妊治療1回に至るまでの治療の過程をいう。
- (4) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
  - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
  - ウ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
  - エ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
  - オ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

### (助成対象治療)

第 3 条 助成金の対象となる治療は、次のとおりとする。

- (1) 一般不妊治療 タイミング法及び人工授精並びにこれらに関する医療保険各法の規定による不妊治療
  - (2) 特定不妊治療 体外受精及び顕微授精のうち、県助成事業の決定を受けている治療
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる治療にかかる費用は、助成の対象としない。
- (1) 夫婦以外の第三者から提供された精子、卵子又は胚による不妊治療
  - (2) 妻が卵巣又は子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する治療
  - (3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産する治療

3 次に掲げる費用は、助成の対象としない。

- (1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費
- (2) 文書料及び個室料等の不妊治療に直接関係のない費用
- (3) 不妊治療を伴わない不妊症を診断するための検査費用

(助成対象者)

第4条 助成の対象は、次に掲げる全ての要件を満たす夫婦とする。

- (1) 不妊症と診断され、不妊治療を受けた夫婦（事実婚関係にある者も含む。）であること。
- (2) 助成の対象となる最初の診察日の6か月前から、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき安田町の住民基本台帳に記載されており、現に安田町に居住していること。ただし、勤務等の都合により夫婦のいずれか一方が安田町に住所を有していない場合も対象とする。
- (3) 医療保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であること。
- (4) 町税等の滞納がない者であること。
- (5) 安田町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(助成額及び助成期間等)

第5条 助成額及び期間等については次のとおりとする。

- (1) 一般不妊治療については、1子につき連続する2年間までとし、治療を受けた日の属する年度ごとに、本人負担額に対して5万円を上限として助成するものとする。
- (2) 特定不妊治療については、本人負担額から県助成を受けた額を控除した額について、1回につき10万円を上限とし、給付回数・期間については、県助成事業に準じる。
- (3) 不妊治療の期間中に他の市町村から転入して不妊治療の助成対象者となった者については、当該年度において他の市町村から当該助成金に相当する助成、補助の交付を受けた額を控除した額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安田町不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を安田町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、一般不妊治療を受けた者は治療が終了した日の属する年度の末日までに、特定不妊治療を受けた者は高知県要綱の規定に基づく「特定不妊治療支援事業承認決定通知書」により通知を受けた日から起算して30日以内に町長へ提出しなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 安田町不妊治療費助成金医療機関受診等証明書（様式第2号）又は高知県知事に提出する「高知県特定不妊治療支援事業医療機関受診等証明書」の写し（特定不妊治療

費助成申請の場合に限る。)

- (2) 不妊治療に要した費用の領収書及び明細書(高知県が実施する高知県特定不妊治療支援事業のため当該領収書の原本を高知県に提出する場合は、当該領収書の写し)
- (3) 住民票等の住所を確認できる書類。ただし、町長が申請者の住民基本台帳を閲覧することに、申請者が同意した場合には添付を省略することができる。
- (4) 婚姻関係の確認できる書類
  - ア 法律婚の場合  
両人の記載がある戸籍謄本(写しも可)
  - イ 事実婚関係の場合  
両人の戸籍謄本(重婚(法律婚と事実婚が重複する場合を含む)でないことの確認(写しも可)及び両人の事実婚関係に関する申立書(様式第3号)
- (5) 医療保険各法に定める資格情報が確認できる書類等、限度額認定証の写し
- (6) 町の助成金の対象となる不妊治療費に対して、医療保険給付金及び高知県助成金その他の給付等がある場合は、その交付決定通知書の写し又はその助成金額が確認できる書類
- (7) 町税等について滞納がないことを証明できる書類。ただし、当該書類により証明される事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- (8) その他町長が必要と認める書類

4 助成金の会計年度区分は、申請書を適正なものとして受理した日の属する年度とする。  
(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、不妊治療に要した費用に対する助成の可否について決定し、その結果を安田町不妊治療費助成金承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする  
(帳簿)

第8条 町長は、助成金の交付状況を明らかにするため、安田町不妊治療費助成金交付台帳(様式第5号)を備えるものとする。  
(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により不妊治療に要する費用の助成を受けた者があるときは、その者に、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。  
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。